

アフラトキシンの指標変更を踏まえた モニタリング検査対象の拡充

- ・アフラトキシンの検出食品は食品衛生法6条第2号に違反
- ・アフラトキシンB₁を指標とし、10ppbを規制値
- ・国際動向や汚染実態等に鑑み、規制値の指標を総アフラトキシン（B₁、B₂、G₁ 及びG₂の合算）に変更



総アフラトキシンの汚染が疑われる食品について、食品毎に検査件数を定めてモニタリングを実施



対象食品については文献等を収集し拡大を検討

5. 輸入者指導